

* 本稿は原稿です。正式な議事録については、市議会ホームページ（<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/saitama/SpTop.html>）にてご確認ください。また、掲載時期については、議会局にお問い合わせください。

【2023. 12. 22 本会議討論】

会派を代表し、議案第185号・第193号から第197号・第205号・第208号・第210号・第211号から第213号・第216号・第248号、第264号・第265号について、いずれも委員長報告に「賛成」の立場から討論します。

市長提出議案について申し上げます。

最初に、補正予算及び税制関連議案について、です。

議案第185号は、現状の待機児童の解消を図るため民設放課後児童クラブを新規に整備するもの、不足が見込まれる子育て支援医療費助成事業、産後ケア事業、精神保健事業等の予算や、障害や高齢により就労困難な方の生存権を保障するため不足の見込まれる生活保護事業費を増額するもの、放課後児童クラブ・児童センター等の指定管理を行うものなど私たちのいのちとくらしを守るために欠かせない事業を切れ目なく実施していくために必要な予算措置と考えます。なお、今後の民設放課後児童クラブの新規整備については、放課後居場所事業との共存を図るため、必要に応じて運営を補助していくことを申し添えます。

引き続き、追加提出された補正予算についてです。

議案第264号は、我が会派から提出した経済政策に関する緊急要望書で求めていた、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した省エネ家電買い替え支援や医療的ケア児への支援、保育施設等における性被害対策に係る設備等支援などが、盛り込まれたことを評価します。

ただし、子どもの安心・安全確保対策事業に係る、記録カメラの運用に関しては、プライバシーと安全の観点から適切なガイドラインの作成を要望します。

議案第265号は、健全で良好な市街地形成と防災に強いまちづくりに資する公共施設の拡充と宅地の利用増進を図る事業であると考えます。

議案第193号は、国税である森林環境税を地方税と同じ取り扱いとすることで、庁内における情報連携を可能とし、現在と同様に賦課（ふか）徴収を行うことができるようにするものであり、法施行に基づく必要な条例整備と考えます。

次に、議員報酬や特別職給与等に関する議案についてです。

議案第194号は、市議会議員の議員報酬月額及び期末手当の支給月額を改定するもので、議員報酬については、その増減含め基本的には第三者機関である「特別職報酬等審議会」の答申を尊重する形で決定すべきものと考えます。

審議会から、「本市の成果、市政運営、人口、産業、街づくり等様々な観点で評価する本市は立派な都市として成長している」、「昨今課題が山積みであるなかでの仕事量に対して引き上げが適当」という理由から、月例給、特別給ともに「引き上げの改定を行うべき」との答申が示されております。

この報酬改定に対し、全議員が更なる市民福祉の向上となる活発な活動、様々な議論、調査、研究等の状況を全市民や事業者それぞれにプラスになるような、より一層の努力と結果を見せていくことを決意していくものになると信じております。

議案第195号は、市長等給与月額及び期末手当の支給月額の引き上げを図るもので、市長等特別職の給与についても基本的には報酬等審議会の答申をまずは尊重すべきものと考えます。

そのうえで、議案第195号でいったん可決された増額分の用途をどのように考えるかは、ある意味、市長自身の「政治」判断です。

議案第196号は、市長等の給与月額を期限付きで据え置く内容です。現在、まさに新年度予算編成の最中であり、市長が今後の施策展開・事業実施に向けた原資の一部として確保しておくことを否定するものではないため、この点は市長の判断を尊重するものです。

議案第197号は、本市一般職の職員の給与を改定するものです。人事院勧告の内容に準じるものや、県における改定状況等を考慮するものなど、職種別民間給与実態調査をかんがみでの適正な引き上げ改定であり、本市職員の働き方を見ても妥当と考えます。

次に、これからのまちづくりや市民利用施設に係わる議案についてです。

議案第210号について、さいたま市総合振興計画基本計画の改定の趣旨は、2031年度を目途とする新庁舎整備等が、本市の都心地区のあり方や、将来的な都市づくりの方向性に与える影響をふまえ、改定するものです。

改定案では、本市の各都心地区における目指すべき方向性や2都心の連携のあり方、将来的な都市づくりの方向性として、交通ネットワークやグローバル化についてなどを規定しています。

本市の有する環境資産や歴史文化資源との共生を図りながら、上質な生活都市を目指した都市づくりに取り組むことを望みます。

議案第205号は、市営桜木駐車場の廃止に関わるもので、桜木駐車場用地活用事業は、市営桜木駐車場を廃止した上での事業であり、令和6年4月から事業者による活用が開始となることから駐車場の廃止は妥当と考えます。

議案第208号、議案第216号、議案第248号は義務教育学校を設置するために沼影公園を廃止するための改正と公園の解体工事請負契約、及び利用延長に伴う指定管理に関する議案です。

武蔵浦和駅周辺の該当学区の児童・生徒の教育環境を確保することや屋内プール利用に関して一定程度の方向性が見え、沼影公園解体工事請負契約については、公園解体のために発生する騒音や粉じん、車両の出入りの対策において、近隣住民や沼影小学校への影響や登下校の安全配慮等の確認ができました。

沼影公園の指定管理の指定については、屋内プールが令和7年6月まで利用継続になったため引き続き随意契約として公園の管理をするもので妥当と考えます。なお、沼影市民プール代替地の検討も今後進められることとなります。

一方で、沼影公園がなくなることで南区における公園面積が大きく削減されます。南部エリアの公園用地の確保に向けて積極的な情報収集を行うこと。また子どもたちの健やかな育ちを一丸となって進めていくことを申し添えます。

議案第211号から議案第213号は、大宮体育館中規模修繕工事請負契約に関する議案です。

大宮体育館は、建築から45年が経ち、機能回復、予防保全の考えに基づき、必要な工事を行うものです。屋上防水LED化、利用者からの強い要望のあった空調設備等の設置を行うもので、適正な工事であると判断いたします。